

むつ市農業委員会
第 8 3 3 回総会議事録

むつ市農業委員会第833回総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月16日(水) 午前10時30分から午前10時55分

2. 開催場所 むつ市役所本庁舎 大会議室B

3. 出席委員

○農業委員(18名)

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
3	鴨田輝雄
5	柏谷均
6	水戸隆璽
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	面村一松
10	坂本正一
11	嶋影秀子
12	林忠久
13	浜田昭彦
14	立花幸雄
15	蛭名修一
16	齊藤榮佐男
17	佐々木貢
18	杉山重一
19	中村貞幸

○農地利用最適化推進委員(10名)

地区	氏名
第1地区	蛭名俊文
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	田中慶吾
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第8地区	猪口和則
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

9. 会 議 の 概 要

議長(坂本会長)

———農業委員会憲章唱和———

ただいまから、むつ市農業委員会第833回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中18名で、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において13番 浜田昭彦委員、14番 立花幸雄委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田主幹を指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声あり)

議長(坂本会長)

ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。

それでは、会議を進めます。

まず、議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題に供します。

議案第15号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、ご説明いたします。

申請地は、むつ市が借り受けている土地で、むつ市大字奥内字奥内第1国有林244林班ニ3小班外の国有林野地、面積1,215,815㎡のうち、5,300㎡、現況地目「採草放牧地」、農業振興地域外、都市計画区域外の土地で、申請者はENEOSリニューアブル・エナジー株式会社です。

転用目的は、申請者が事業計画している風力発電事業における風況調査のための風況観測機器(ライダー)の設置で、3年間の使用貸借で一時転用です。

事業または施設の概要については議案資料のとおりです。

10月1日に、新堂委員、西村委員、立花委員、内山推進委員、事務局の5名により許可申請にかかる調査をした結果、国有林野地の農地ではありますが、一時的な利用に供するものであり、立地基準の許可例外に該当し、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、一般基準の規定にも特に問題はないことから、許可相当であると思われれます。

以上で説明を終わります。

議長(坂本会長)

ただいまの説明に関して、現地確認を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

	議案第15号について補足説明ございますか。
新堂委員	特にありません。
議長(坂本会長)	現地調査ご苦労様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第15号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。
杉山委員	はい、議長(挙手あり)
議長(坂本会長)	杉山委員
杉山委員	国有林ということは所有者は国ですよ。申請者がむつ市というのは正しい事務処理なのですか。
議長(坂本会長)	事務局、回答を求めます。
事務局	ご質問にお答えします。 まず、通常は、所有者が貸付人となりますが、本件は、むつ市が市営牧野事業のために借り受けている農地で、使用貸借権がむつ市にあります。 この使用貸借権を今回の借受人に一部転貸するもので、申請人をむつ市とすることは森林管理署からの要望であります。 また、現地は登記上林野地ですが、むつ市が牧野として管理していることから、現況主義により農地法の適用を受けます。
杉山委員	使用目的とか、地目のことではなく、転用の申請者がむつ市で手続き上正しいのかと聞いている。
事務局	議案には添付しておりませんが、申請の準備段階で、むつ市と森林管理署で転貸を承認する旨の合意がなされており、申請者をむつ市とする件についても、森林管理署からの要請で、あくまで当事者はむつ市と相手方でやってほしい、転用許可が下りるような内容なら森林管理署は又貸しを容認するという確認をとっています。
杉山委員	事情は分かったが、手続きとして、法律に則った事務処理なのかと聞いている。
事務局	申請前の相談の書類を青森県にも見て貰いながら進めており、県からは、森林管理署から転貸に同意する旨の書類があれば可と聞いており、書類も確認してもらっています。
議長(坂本会長)	杉山委員、よろしいでしょうか。議案には添付していないが、このような申請書になるためのほかの書類が整っているということですので、了解してもらえませんか。

杉山委員	分かりました。
議長(坂本会長)	ほかに質疑ありませんか。
佐々木貢委員	はい(挙手あり)
議長(坂本会長)	佐々木(貢)委員。
佐々木貢委員	申請者は「むつ市」とありますが、むつ市のどこの部局が担当ですか。
議長(坂本会長)	事務局、回答してください。
事務局	農林畜産課です。
議長(坂本会長)	佐々木委員、よろしいですか？ ほかに質疑ありませんか？ (「なし」の声あり) 質疑がありませんので、本案について、原案のとおり許可相当とし、県知事に意見を送付することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見を送付することに決定いたしました。 次に、議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可にかかる意見についてを議題に供します。 事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、議案第16号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてご説明いたします。 申請地は、むつ市大字奥内字奥内第1国有林244林班ニ3小班外の国有林野地、面積1,215,815㎡のうち、1,725㎡、現況地目「採草放牧地」、農業振興地域外、都市計画区域外の土地です。 申請者は株式会社オオバ東北支店であります。 転用目的は、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社が計画している風力発電事業における地質調査で、3ヶ月の使用貸借で一時的転用です。 事業または施設の概要については、議案資料に記載のとおりです。 10月1日、新堂委員、西村委員、立花委員、内山推進委員、事務局の5名で許可申請にかかる現地調査をした結果、国有林野地内の農地ではありますが、一時的な利用に供するものであり、立地基準の許可例外に該当し、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、一般基準の

	<p>規定にも特に問題はないことから、許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただまの説明に関して、調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。議案第16号について補足説明ございますか。</p>
新堂委員	<p>特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦勞様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第16号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>質疑がありませんので、本案について、原案のとおり許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり許可相当の意見を付し、県知事へ送付することに決定いたしました。 次に、議案第17号、非農地証明願いについて議題に供します。 議案第17号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第17号、非農地証明願いについてご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市大字奥内字近川8番163、面積616㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。</p> <p>10月1日に、中嶋委員、立花委員、菊池推進委員、事務局の4名で現地調査を行った結果、住宅に囲まれ、軽易・小規模に野菜を栽培していたと思われる痕跡がありましたが、本人高齢により、4、5年前から未耕作状態で、親族にも耕作をするものがおらず、生活環境上の草刈りは行っていましたが、農地保全目的での草刈りは行われていません。</p> <p>周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用が出来ないと見込まれ、非農地証明基準の(4)のイに該当すると思われるため、非農地として証明してよいと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 議案第17号について補足説明ございますか。</p>
中嶋委員	<p>特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦勞様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第17号について審議を行</p>

	います。質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(「なし」の声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。 次に、議案第18号、非農地証明願いについて議題に供します。 議案第18号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第18号、非農地証明願いについてご説明いたします。 申請地は、むつ市大字城ヶ沢字畑田表2番1、面積1,302㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。 10月1日に、林委員、浜田委員、猪口推進委員、事務局の4名で現地調査を行った結果、住宅に囲まれた低い土地で、数年前から耕作が放棄され、親族等による管理も行われておらず、ススキやクルミなどの雑木が生え、原野化している状態です。 一定水準以上の物理的な条件整備が必要な土地であり、周囲の状況からみて、非農地証明基準の(4)のイに該当すると思われるため、非農地として証明してよいと考えます。 以上で報告を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 議案第18号について補足説明ございますか。
浜田委員	特にありません。
議長(坂本会長)	現地調査ご苦労様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第18号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がありませんので、本案について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり証明す

